

○松本市海外都市交流委員会補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、松本市海外都市交流委員会の理念に基づき、松本市の国際交流を促すために市民が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる国際交流事業は、次に掲げるものを除き、本会会員である個人又は団体が行うもので、本市の国際交流に資するものと会長が認めたものとする。

- (1) 専ら営利を目的としたものと認められるもの
- (2) 特定の宗教、宗教団体、政治団体等に対する援助、干渉等と認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めるもの

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
事業の実施に要する経費から、参加料、入場料物品販売収入等の事業収入を除いた額	2 分の 1 以内。5 万円を上限とする。 ただし、会長が必要と認める事業については、この限りではない。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松本市海外都市交流委員会補助金交付申請書

(様式第 1 号)に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第 5 条 単年度内に同一の個人又は団体が受けられる補助金は原則一回とする。会長が必要と認める事業についてはこの限りではない。

第 6 条 同一の個人又は団体が同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、原則 3 年以内を限度として、補助対象とすることができる。

第 7 条 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定(確定)を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第 8 条 決定者は、補助事業が完了したときは、松本市海外都市交流委員会実績報告書(様式第 2 号)に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号

補助金交付申請書

年 月 日

松本市海外都市交流委員会
会長 様

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称

次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

事業名	
補助金事業等の目的、 内容およびその効果	
補助金等の交付を 必要とする理由	
交付を受けようとする 補助金等の額	円
その他	

様式第2号

事業実績報告書

年 月 日

松本市海外都市交流委員会
会長 様

申請者
住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け事業が次のとおり完了しましたので報告します。

完了の年月日	年 月 日
事業の内容、成果	
事業完了に伴う 収支決算書	
交付確定を 受けた額	円
その他	

上記の報告事項について審査しました。
年 月 日

審査担当者氏名

審査結果の意見